外部の労働者等からの公益通報申出書（２号通報）

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第３条第２号又は第６条第２号の規定に基づき、ご自身の勤務先などの役務提供先で不正行為が行われている（又は行われようとしている）ことについて、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対して通報することができます。

申出日	年　　月　　日

１　通報者（あなた）に関すること		
(1)	フリガナ	
	氏　名　※1	
(2)	住　所　又は 居　所　※1 ※4	〒　　―
(3)	通報対象事実の事業者との関係	労働者（正社員やパート等）　・　退職者　・　役員　（いずれかに○を記載）
(4)	通報が受理された場合、受理の通知を希望しますか　※2	希望する　・　希望しない　（いずれかに○を記載）
(5)	通報が受理された場合、調査結果の通知を希望しますか　※2	希望する　・　希望しない　（いずれかに○を記載）
(6)	追加聴取の可否　※3	可　・　否　（いずれかに○を記載）
(7)	希望する連絡手段	郵送　・メール　・電話　・その他（　　）　（いずれかに○を記載）
(8)	上記(7)で選択した手段の連絡先　※4	
(9)	他に誰か、通報対象事実を了知していますか（了知している場合は、氏名等も記載してください）	了知している　・　了知していない　（いずれかに○を記載） （氏名等:　　）
(10)	事業者の組織内部に通報（内部告発）等を行っていますか（行っている場合は、役職・部署名等も記入してください）	行っている　・　行っていない　（いずれかに○を記載） （役職・部署名等:　　）
(11)	他の行政機関等への通報の有無（有の場合は、当該他の行政機関も記載してください）	有　・　無　（いずれかに○を記載） （他の行政機関:　　）

※１　匿名又は未記入であっても、通報は可能です。
※２　「希望する」場合は、(7)及び(8)を必ず記載してください。
※３　「可」の場合は、(7)及び(8)を必ず記載してください。
※４　職場の住所又はメールアドレスを連絡することも可能ですが、通報されたことや情報等が職場関係者に類推される可能性がありますので、ご留意ください。

【通報者保護について】
公益通報者保護法により、公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して行った解雇等は無効となり、解雇以外の不利益な取扱いをすることも禁止されています。

公益通報の内容を裏面に記載してください。

本市記載欄（記載不要）			
受付年月日		整理番号	

（裏面）

２　公益通報の内容

いつ （発生時期）		どこで （発生場所）	

誰が　（一定の法令違反行為を行っている者が複数人いる場合は、通報内容欄にご記入ください）

氏名		部署		役職	

違反する法令名・条文（可能な限りご記入願います）

通報内容

・通報対象事実（※）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由を、できる限り具体的かつ客観的に記述してください。
・内容が明確でない場合は、そのことを理由として調査を実施しないことがあります。
・ここに書ききれない場合は、別紙を添付するなどしてください。
※通報対象事実とは、対象となる法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為もしくは過料対象行為、又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為のことです。